

「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されました。**
このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取り組みを実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

助成金の活用事例

構成事業主の職場で、業務の効率化を推進したい！



外部専門家による巡回指導など支給対象となる取り組みを実施



外部専門家による巡回指導によって、個々の企業の業務の見直しを図る

支給対象となる取り組み

- ① 市場調査の事業
 - ② 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
 - ③ 好事例の収集、普及啓発の事業
 - ④ セミナーの開催などの事業
 - ⑤ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ※支給対象となる取り組みは他にもあります。

対象事業主

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主

成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

構成事業主の2分の1以上に対してその取り組みまたは取り組み結果を活用すること

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取り組みの実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額
	① 対象経費の合計額
	② 総事業費から収入額を控除した額
	③ 上限額(原則500万円、都道府県単位等の場合1,000万円)

ご利用の流れ

「交付申請書」を長野労働局雇用環境・均等室に提出（締切は11月30日(火)）
※国の予算額を超える場合、申請期限前に予告なく受付を締め切る場合があります。



交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（令和4年2月17日(木)まで）



雇用環境・均等室に支給申請（締切は2月28日(月)）

助成金支給要件の詳細は、長野労働局ホームページをご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら **長野労働局 雇用環境・均等室** にお尋ねください。（〒380-8572 長野市中御所1-22-1 TEL 026-223-0560）

